

保証期間を過ぎた鋼板等なし型(瓦型)太陽電池モジュールをご使用のお客様へ

平素は、シャープ製品をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

本年1月28日に消費者庁により公表されました調査報告書「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書/住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」に関しまして、住宅用太陽光発電システムを設置されているお客様に大変なご心配をお掛けしております。

今回の調査報告書(6.1(1)③)において「応急点検等の実施」の対象となっております鋼板等なし型に、シャープ製の瓦型太陽電池モジュール※<sup>1</sup>(下記イメージI)が該当します。この中で導入時の保証期間(通常10年)を過ぎたものについて、経年劣化等により太陽電池モジュールに不具合が発生していないことを確認する為の応急点検の実施が求められております※<sup>2</sup>ので、下記の通りご案内申し上げます。

記

◆ 応急点検のご案内

導入時の保証期間(通常10年)を過ぎたシャープ製の瓦型太陽電池モジュール※<sup>1</sup>が、応急点検等の実施の対象となります。シャープ製の太陽光発電システムは、長期間にわたりお客様にお使いいただけるよう設計しておりますが、より一層安心してご利用いただくために、太陽電池モジュールや各周辺機器を点検する「有償安心点検サービス」をご提供しております。対象のお客様におかれましては、この機会に点検の実施をご検討くださいますようお願い申し上げます。

有償安心点検サービスのご紹介     <http://www.sharp-ses.j.co.jp/news/tenken.html>

※1 <瓦型太陽電池モジュールの見分け方>

イメージI 「瓦型」



このタイプで、かつ保証期間を過ぎたものが対象です。  
(太陽電池モジュールが屋根材に埋め込まれており、段差がありません。)

イメージII 「屋根置き型」



対象ではありません。  
(太陽電池モジュールが屋根材の上に設置されており、段差があります。)

※2 製造業者が対象となるお客様に対し、応急点検の実施をお勧めすることが求められています。

以上